平成２３年（フ）第１８３０号
愛知県日進市浅田平子１丁目367番地、登記簿上の住所愛知県日進市浅田町平子４番26
破産者　有限会社ケイ・エム・ユー
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６２号
名古屋市西区幅下１丁目10番７号
破産者　株式会社ＲＥＸＥＳＴ
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
兵庫県西脇市寺内334番地
破産者　株式会社松本建設
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２３４号
鳥取県日野郡日南町湯河324番地１
破産者　有限会社垰田精密
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４３６号
岡山県倉敷市児島稗田町214番地１
破産者　片山　順造
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２０号
岐阜県各務原市川島河田町1007番地２の12
破産者　山之城喜朗
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８６号
千葉県勝浦市関谷497―２　ポプラハイシ２号棟228号室、破産手続開始決定時の住所千葉県富津市下飯野223番地
破産者　牧野　一昭
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５６号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目35番地６　パインフィールド301号
破産者　駒　　博光
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５９号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目35番地６　パインフィールド301号
破産者　駒　美奈恵
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４６号
群馬県富岡市妙義町下高田454番地
破産者　大塚　浩之
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１９号
群馬県高崎市上並榎町３番地２　レジデンス矢島202号、開始決定時の住所群馬県高崎市上大類町1334番地１
破産者　保坂　裕之
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６４８号
静岡市駿河区馬渕３丁目18番４―202号、開始決定時住所静岡市駿河区西中原１丁目１番1009号
破産者　高桑　龍也
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
長野県塩尻市広丘堅石31―３シティハイムソフィア101、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市天間236番地の６
破産者　清　　裕
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５３８号
愛知県春日井市西尾町348番地１
破産者　川畑　佳彦
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６５号
名古屋市熱田区五番町12番11号　伊東アパート
破産者　大橋　州代
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８０号
名古屋市南区神松町２丁目20番地　神松荘５棟103号
破産者　郷原工業こと　郷原　満弘
1　決定年月日　平成24年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
青森県五所川原市字旭町25番地11
破産者　平泉　友弘
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
盛岡市下米内字伊勢沢42番地１
破産者　赤澤　　茂
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５８号
宮城県東松島市小松字上二間堀39番地、前住所仙台市宮城野区福室２丁目８番25―605号
破産者　鈴木　　猛
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
福島県郡山市七ッ池町12番１号
破産者　松浦　孝則
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係